

亀山市公告第77号

次の法定外公共物の用途を廃止するので、関係図面を亀山市環境産業部農政室に備え置いて、公告の日から2週間縦覧に供する。

平成27年10月20日

亀山市長 櫻井 義之

1 法定外公共物の種類

河川法（昭和39年法律第167号）の適用又は準用を受けない河川、水路、ため池その他これらに類するもの

2 法定外公共物の所在及び面積

亀山市野村町字忍山1067番6の一部	2.82 m ²
亀山市野村町字忍山1069番5	1.83 m ²
亀山市野村町字忍山1069番10	1.4 m ²
亀山市野村町字畑ヶ田1206番2地先	2.16 m ²
亀山市野村町字畑ヶ田1223番5	1.6 m ²
亀山市野村町字畑ヶ田1223番1	6.29 m ²
亀山市野村町字畑ヶ田1219番5	4.0 m ²